

建設リサイクル法について

広島県土木建築局技術企画課

1 概要

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務付けられています。

2 対象建設工事

対象建設工事は、下の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定、又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で、かつ、（イ）の工事規模の建設工事です。

（ア）特定建設資材

（①～④の1品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円 以上

対象建設工事を行う場合、発注者は、工事着手7日前までに、都道府県知事（又は建築主事を置く市町の長）へ届出を行う必要があります。

○対象建設工事では、分別解体と再資源化が義務付けられています。

※分別解体とは、解体しつつ分別を行うことです。

分別せずに建築物を一気に壊してしまうミンチ解体は違反となります。

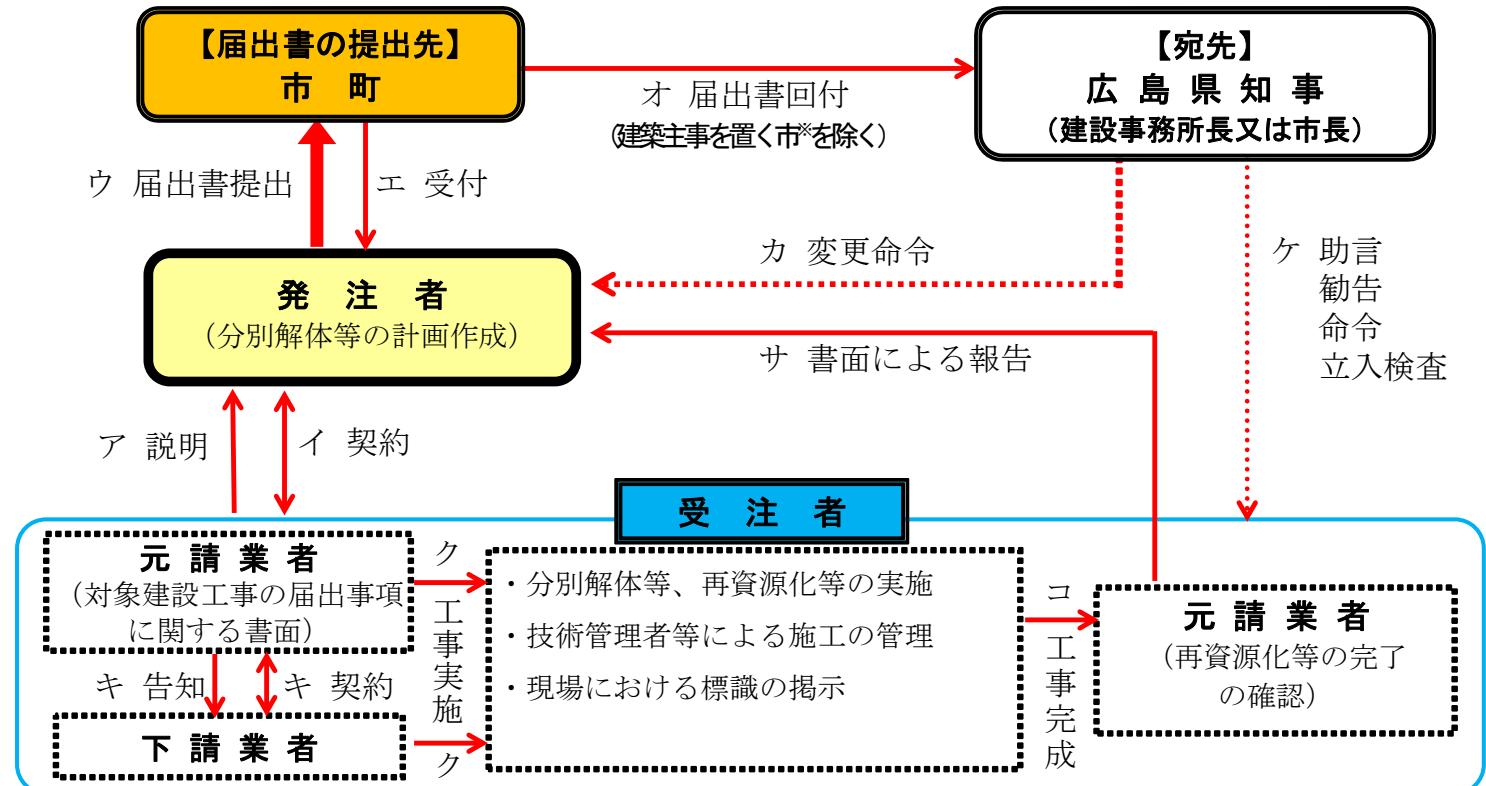
※再資源化とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することができる状態や、熱を得ることに利用することができる状態にすること等です。

○石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査が義務付けられています。

※石綿は、吹付け石綿だけでなく、スレートボード、吸音板、ビニル床タイル等の成形板や、リシン、吹付けタイル等の仕上塗材の一部などにも含まれていることがあります。

※石綿が使用されている場合は、届出書の別表（分別解体等の計画等）に記載するとともに、適切な飛散防止措置をとってください。

3 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出等の流れ



*建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

番号	事 項	内 容
ア	説明（法第12条第1項に基づく書面）	元請業者から発注者への説明（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等）
イ	契約（法第13条及び省令第7条に基づく書面）	契約書面への解体工事等の明記（分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用）
ウ	届出書提出	発注者は市町へ工事着手の7日前までに届出書を提出
エ	受付	市町の窓口にて形式審査後、届出書（様式第一号）を複写し、受付印（市町名、年月日が刻印されたもの）を押し届出者に返却
オ	届出書等の回付	市町は所管の建設事務所建築課へ郵送にて回付（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部を除く）
カ	変更命令	市町の受付から7日以内に限り、必要な措置を命令
キ	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に届出事項等を告知
ク	工事実施	<ul style="list-style-type: none"> ・分別解体等、再資源化等の実施 ・技術管理者等による施工管理 ・現場における標識の掲示
ケ	助言、勧告、命令、立入検査等	分別解体の実施及び再資源化の実施に関して必要な助言、勧告、命令、立入検査、報告の徵収
コ	工事等完了	分別解体等、再資源化等の完了
サ	書面による報告	元請業者から発注者への完了報告（再資源化等報告書による説明が望ましい）

4（参考）分別解体等に係る施工順序

建築物及び建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければなりません。ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではありません。

（1）建築物

① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し。

ただし、内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければなりません。

② 屋根ふき材の取り外し。

③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し。

④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。

（2）工作物

① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し。

② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し。

③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。

5 その他

詳しくは、広島県HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>

をご確認ください。



広島県 技術企画課 建設リサイクル法

